

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	太地町

太地町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	産業建設課
所在地	和歌山県東牟婁郡太地町大字太地 3767-1
電話番号	0735-59-2335
FAX番号	0735-59-2570

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シカ・イノシシ・サル・アライグマ・アナグマ・タヌキ・カラス
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	太地町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
シカ	果樹 野菜	792 千円
イノシシ	果樹 野菜	68 千円
サル	果樹	4 千円
アライグマ	果樹 野菜	33 千円
アナグマ	果樹 野菜	7 千円
カラス	果樹	32 千円
その他	果樹 野菜	58 千円

(2) 被害の傾向

太地町全域において、シカ・イノシシ・カラス、近年では、アライグマ・アナグマによる農作物被害が見られるようになった。主な農作物被害は、ポンカンを中心とした果樹、サツマイモなどの野菜類であり、収穫期だけでなく樹体等への食害など1年中被害がある。

被害金額としては、捕獲を中心とした対策の効果もあり減少傾向にあるが、農業者の高齢化や鳥獣被害を受けて耕作を止める農業者が増えたことによる栽培面積の減少によるところも大きい。

なお、最近では民家周辺にまで出没するようになり、農作物被害に加えて生活被害もでるようになっている。

サルについては現在のところ、被害報告は少ないが、最近、農地や民家周辺への出没回数が増加しており、農産物への被害や生活被害が懸念される状況になっている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害金額	994 千円	843 千円
（シカ）	792 千円	673 千円
（イノシシ）	68 千円	57 千円
（サル）	4 千円	3 千円

(アライグマ)	33 千円	28 千円
(アナグマ)	7 千円	6 千円
(カラス)	32 千円	27 千円
(その他)	58 千円	49 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会による狩猟・有害鳥獣捕獲での個体数調整に取り組んでいる。それに対し報償費を交付している。	猟友会員が高齢化しており、また太地町内だけでは担い手が不足している。
防護柵の設置等に関する取組	太地町単独事業による防護柵設置への補助を行っている。要した経費の2分の1以内とし、3万円を上限とする。	農業者の高齢化や鳥獣被害を受けて耕作を止める農業者が増えたことにより、補助数も減ってきている。
生息環境管理その他の取組	放任果樹や放置野菜の除去等の提案	耕作地周辺の緩衝帯の整備及び休耕地の環境整備

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>栽培面積の減少によるところも大きいですが、捕獲を中心とし講じてきた被害対策により被害は減少傾向にある。引き続き、鳥獣被害防止総合対策交付金、県の補助事業などを活用しながら、個体数調整、鳥獣の生息環境整備、農地への侵入防止の取組を総合的に進めていく。</p> <p>特に、太地町内へのイノシシ・シカ・サルの侵入路を調査し、侵入防止に効果的な防護柵の設置を推進するとともに、ICT を利用した効果的な捕獲の実施を検討する。また、刈り払いや餌場の除去等の集落環境の整備を総合的に継続して実施していく。</p> <p>また、狩猟に関する広報を行い、農家や狩猟に関心のある方に対し、わな免許取得を進めていく。</p> <p>さらに、新しく整備された田辺射撃場を利用しながら、銃猟による捕獲従事者の育成確保や捕獲技術の向上を進めていく。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

太地町猟友会への捕獲委託

銃捕獲班 太地町全域

箱わな等による捕獲 太地町全域

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6	シカ イノシシ サル アライグマ タヌキ アナグマ カラス	シカ・イノシシ・サルについては、猟友会による銃器による捕獲を中心に箱わな等による捕獲も推進する。 アライグマ・タヌキ・アナグマについては、捕獲檻を地域に貸し出すとともに、農家のわな免許取得を進め、集落での捕獲を推進する。 カラスは、猟友会による捕獲・追い払いを行っていく。
7	シカ イノシシ サル アライグマ タヌキ アナグマ カラス	シカ・イノシシ・サルについては、猟友会による銃器による捕獲を中心に箱わな等による捕獲も推進する。 アライグマ・タヌキ・アナグマについては、捕獲檻を地域に貸し出すとともに、農家のわな免許取得を進め、集落での捕獲を推進する。 カラスは、猟友会による捕獲・追い払いを行っていく。
8	シカ イノシシ サル アライグマ タヌキ アナグマ	シカ・イノシシ・サルについては、猟友会による銃器による捕獲を中心に箱わな等による捕獲も推進する。 アライグマ・タヌキ・アナグマについては、捕獲檻を地域に貸し出すとともに、農家のわな免許取得を進め、集落での捕獲を推進する。

	カラス	カラスは、猟友会による捕獲・追い払いを行っていく。
--	-----	---------------------------

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
和歌山県第13次鳥獣保護管理事業計画や特定鳥獣管理計画を踏まえ適正な捕獲を実施していく。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シカ	250頭	250頭	250頭
イノシシ	70頭	70頭	70頭
サル	10頭	10頭	10頭
アライグマ	20頭	20頭	20頭
アナグマ	10頭	10頭	10頭
タヌキ	10頭	10頭	10頭
カラス	10羽	10羽	10羽

捕獲等の取組内容
野生鳥獣の捕獲については、町内全域において猟友会の協力の下、狩猟及び有害捕獲（年中）による個体数調整に取り組む。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃は、イノシシ、シカといった大型獣の捕獲に有効であることから、新しく整備された田辺射撃場を利用し、銃猟による捕獲従事者の捕獲技術向上に努め、より効果的な被害防止対策を進める。

--

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シカ イノシシ サル アライグマ アナグマ タヌキ	防護柵 300m	防護柵 300m	防護柵 300m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シカ イノシシ サル アライグマ アナグマ タヌキ	動物駆逐用煙火を使用した追い払い活動の支援。	動物駆逐用煙火を使用した追い払い活動の支援	動物駆逐用煙火を使用した追い払い活動の支援

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6～8	シカ イノシシ サル アライグマ アナグマ タヌキ カラス	<p>集落での啓発活動、研修会開催、餌場の除去などの集落ごとの点検実施。</p> <p>被害発生時における対策方法の普及・啓発を実施する。</p> <p>新しく整備された田辺射撃場を利用し、銃猟による捕獲従事者の捕獲技術向上に努め、より効果的な被害防止対策を進める。</p>

--	--	--

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
太地町	関係機関連絡調整のほか、町民への注意喚起、現地調査、対策を講じる。
東牟婁振興局農業水産振興課	情報の共有、指導・助言等
新宮警察署	町民の安全確保
太地町猟友会	有害鳥獣の捕獲、追い払い活動

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

町民等	⇒ 太地町	⇒ 新宮警察署
		⇒ 太地町猟友会
		⇒ 東牟婁振興局

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、現在、捕獲現場での処理や埋設が中心だったが、地域資源として食肉利用していくことも検討していく

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状において記載事項なし。
ペットフード	現状において記載事項なし。
皮革	現状において記載事項なし。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術)	現状において記載事項なし。

研究等)	
------	--

(2) 処理加工施設の取組

現状において記載事項なし。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

有害鳥獣捕獲従事者に対し、食肉処理加工施設への持ち込みを推進し、有効活用に取り組む。
--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	太地町鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
太地町	被害防止計画の策定
太地町農業委員会	農家、地域の意見のとりまとめ
東牟婁振興局農業水産振興課	被害防止に関する情報収集・技術指導 農家及び地域への知識技術の普及
みくまの農業協同組合	
太地町猟友会	鳥獣の駆除・被害状況の確認
太地町果樹研究会	農家の意見のとりまとめ

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
株式会社古川銃砲火薬店 (田辺射撃場)	狩猟者の育成・技術向上指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

狩猟免許取得者の減少、有害鳥獣捕獲従事者の高齢化によって、有害鳥獣捕獲頭数に影響しているため、鳥獣被害対策実施隊の結成に向けた検討を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

太地町鳥獣害防止対策協議会が中心になって、対策を推進していくが、各種団体や区長会等においても積極的な参加を促し集団での取組を進めていく。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減の為には、防護、捕獲、地域の環境整備を基本とした対策が重要であり、鳥獣害を一人一人の問題として捉え、集落をあげて取り組む。
--

めるよう促進していくことが、重要であると認識している。